

## [事案 23-170] 契約無効確認請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

### <事案の概要>

加入時に告知義務に違反すると、契約が解除される可能性があることについて聞いていないとして、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 6 月に契約した終身保険について、翌年 2 月に告知義務違反による契約の解除通知が届いた。本契約には、保険業法 300 条 1 項 1 号（重要事実の不告知）及び 4 号（不適正な乗換募集）違反があるから、民法 90 条・95 条等の趣旨に鑑み、契約は無効である。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求を認めることはできない。

- (1) 募集人には、申立人に対して不告知を誘発するような不適正な募集はなかった。
- (2) 申立人の主治医に治療状況や説明内容を確認した結果、申立人には告知義務違反があるのは明らかである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記の事実により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 約款によると、被保険者が、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったか、または不実のことを告げた場合は、保険会社は、契約を将来に向かって解除することができる旨、また、保険会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、契約を解除することができる旨、この場合、給付金を支払わない旨が規定されている。  
本件については、申立人が故意または重大な過失により、事実（治療歴）を告知しなかったことは明らかである。従って、保険会社による告知義務違反による契約の解除は有効である。
- (2) 法律論としては、保険業法違反が直ちに保険契約を無効とするものではない上、民法 90 条・95 条等の趣旨に鑑み、保険契約が無効である、との主張も、法律論として理解がはなはだ困難であり、採用することはできない。公序良俗違反（民法 90 条）、要素の錯誤（同法 95 条）の要件を充足する事実も見出せない。付言すれば、募集人が、告知義務の重要性と、同義務に違反した場合には契約が解除される可能性について、「口頭」で説明しなかったとしても、これらの事柄は、現在では一般人にも常識となっている事柄である上、申込前に交付された重要事項説明書にも明記され、告知書にも注記されているところであり、保険業法 300 条 1 項 1 号及び 4 号に違反することにはならない。